

## 入札説明書

開放型 LAN 電子計算組織の機器賃借等に係る入札公告(平成 30 年 9 月 14 日付け公告分)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成 30 年 9 月 14 日
- 2 契約担当者 京都府中小企業技術センター  
所長 但馬 幸伸
- 3 担当部局 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134  
京都府中小企業技術センター 企画連携課  
電話番号(075)315-8635 FAX 番号(075)315-9497
- 4 入札に関する事項
  - (1) 業務の名称及び数量  
開放型 LAN 電子計算組織の機器等の賃貸借 一式
  - (2) 業務の仕様等  
別添「仕様書」のとおり
  - (3) 賃貸借期間  
平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで
  - (4) 納入場所  
京都府中小企業技術センター  
京都市下京区中堂寺南町 134
- 5 入札に参加できない者  
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 6 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
  - (1) 次のアからカに掲げるいずれにも該当しない者であること。
    - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
    - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。)において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
    - ウ 確認申請書又は添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下

- 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉をおびやかすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (2) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」の「コンピュータ・関連機器」又は「物品(レンタル・リース)」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
  - (3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
  - (4) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

## 7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書(別紙様式1)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 確認申請書の提出期間等

- ア 提出場所 3に同じ。
- イ 提出期間 平成30年9月14日(金)から平成30年9月20日(木)まで  
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

### ウ 提出方法

#### (ア) 持参の場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に持参して提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

ア 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 入札説明書において示す営業経歴書（別紙様式2）

ウ 権限を営業所長等に委任する場合は入札説明書において示す委任状（別紙様式3）

(3) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月2日(火)午前10時

イ 場所 京都府中小企業技術センター 1階 第1会議室

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式4)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「開放型 LAN 電子計算組織の機器賃借等入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することが

できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問方法

以下の点に留意の上、3に掲げる場所に郵送、FAX または持参により提出すること。

(ア) 件名は「開放型 LAN 電子計算組織の機器賃借等に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

イ 受付期限

平成 30 年 9 月 20 日(木) 午後 5 時

ウ 回答

平成 30 年 9 月 25 日(火) 書面にて回答する。

- (7) 同等品による入札参加を希望する場合は、(6)のイに掲げる期間に同等品申請を行い、かつ、当該申請について承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないこととする。

なお、同等品申請の提出・回答については(6)による質問の受付・回答の例によるものとするが、仕様書にて求める仕様・性能等の事項を満足している旨を明らかとするため、仕様書にて求める仕様・性能等の事項と同等品申請を行う機器の仕様・性能等との対比表を付すこと。

- (8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、各品目の単価に予定数量を乗じた額の合計額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

- (10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、

直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 入札保証金

免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付し

なければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手並びに銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

#### 13 契約書の作成の要否

要(別紙契約書案により作成するものとする。)

#### 14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。